

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する修正案

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案の一部を次のように修正する。

題名中「地域主権改革」を「地方分権改革」に改める。

第三条のうち目次の改正規定中「地域主権戦略会議」を「地方分権戦略会議」に改める。

第三条のうち第四条第一項第三号の二の次に一号を加える改正規定中「地域主権改革（日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革をいう。以下同じ。）」を「地方分権に関する改革（以下「地方分権改革」という。）」に改める。

第三条のうち第四条第三項第六号の二の次に一号を加える改正規定中「地域主権改革」を「地方分権改革」に改める。

第三条のうち第十八条第一項の改正規定中「地域主権戦略会議」を「地方分権戦略会議」に改める。

第三条のうち第三章第三節第二款のうち第三目を第四目とし、第二目の次に一目を加える改正規定中「地域主権戦略会議」を「地方分権戦略会議」に、「地域主権改革に」を「地方分権改革に」に、「地域主権改

革担当大臣」を「地方分権改革担当大臣」に改める。

附則第四十二条中「同条の規定による改正後の内閣府設置法第四条第一項第三号の三に規定する地域主権改革」を「地方分権に関する改革」に、「地域主権改革」を「地方分権改革」に、「地域主権改革を」を「地方分権改革を」を「地方分権改革を」に、「地域主権戦略会議」を「地方分権戦略会議」に、「地域主権改革に」を「地方分権改革に」に改める。